



YOURMIRAI

日本株マキシマム・ブル

追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型(ブル・ベア型)



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <http://www.smam-jp.com>

お客さま専用フリーダイヤル: **0120-88-2976**

[受付時間] 営業日の午前9時~午後5時

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

お知らせ

当ファンドは、2016年11月30日で信託期間が満了となり、償還となります。お申込みに際しては、償還までの期間が短いことに留意ください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2016年6月30日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	5兆2,628億円(2016年6月30日現在)

商品分類

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	国内	株式	特殊型 (ブル・ベア型)

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
その他資産 (投資信託証券 (株価指数先物取引))	年1回	日本	ファミリー ファンド	ブル・ベア型

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年2月25日に関東財務局長に提出しており、2016年2月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

日本株マキシмум・ブル・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、実質的にわが国の公社債等および株価指数先物に投資することにより、わが国の株式市場の日々の値動きの概ね2.5倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 わが国の公社債等に投資するとともに、積極的に株価指数先物取引を利用し、わが国の株式市場の日々の値動きの概ね2.5倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

- ファミリーファンド方式を採用し、「日本株マキシмум・ブル・マザーファンド」の組入れを通じて実際の運用を行います。
- 主として日経平均株価を対象とした先物取引を利用する予定です。利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の先物取引等を利用することがあります。

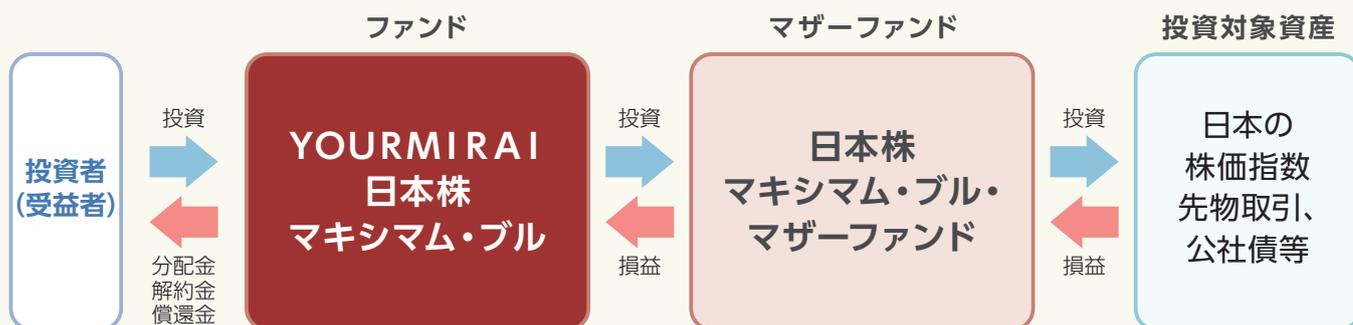
2 わが国の株価指数先物取引の買建てを行い、買建玉の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額に対して2.5倍程度になるように調整します。

- 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として申込受付日の当日中に株価指数先物取引による対応を行います。なお、資金動向、市況動向等に応じて、一部の取引を翌営業日に行う場合があります。
- 国内上場の先物取引には、午後立会終了後、夕方～夜間に行われる、いわゆるナイト・セッションまたはイブニング・セッションと呼ばれる取引時間帯があり、この取引を利用する場合があります。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



ファンドのポイント

[運用手法のイメージ図]



▶ 目的

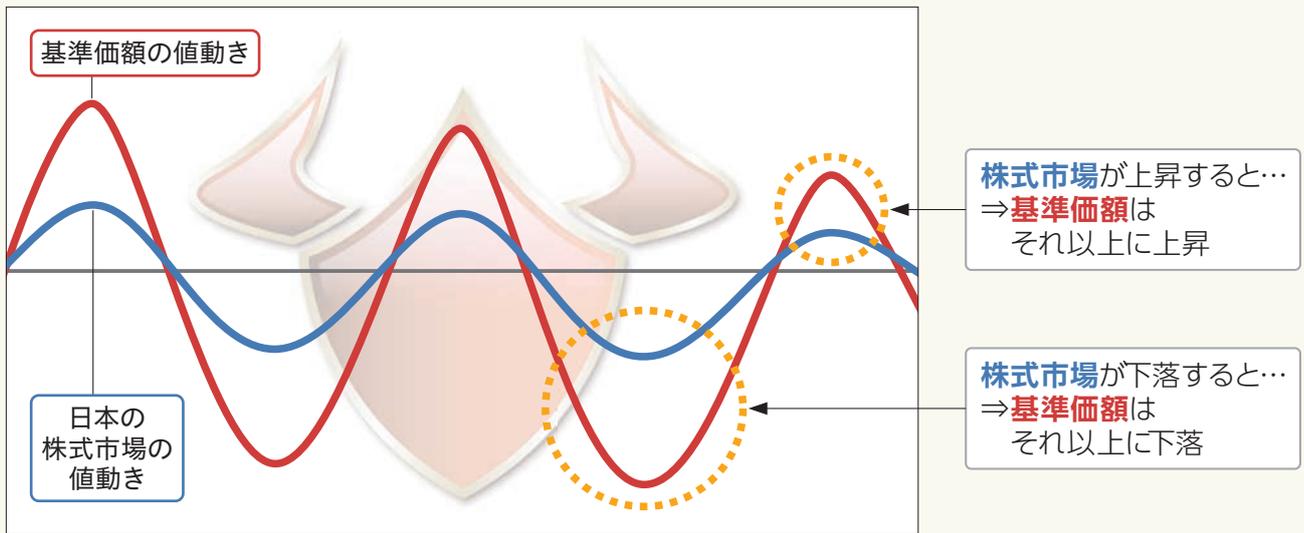
■日本の株価指数を対象とした先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが**日本の株式市場の日々の値動きの概ね2.5倍程度**となる投資成果を目指して運用を行います。

▶ 活用する先物取引

■主として、**日経平均株価**を対象とした先物取引を利用します。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
 ※売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の先物取引等を利用することがあります。

[基準価額変動のイメージ図]



※上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額の主な変動要因

▶ 基準価額の変動要因のイメージ図

[対象先物価格の上昇・下落による影響]



※上記は変動要因のイメージであり、ファンドの運用時に発生するコスト等の様々な要因により、必ずしも表記通りに基準価額が上昇・下落するものではありません。

基準価額の値動きについて

- 当ファンドは日々の基準価額の値動きが、日本の株式市場の値動きの概ね2.5倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。
- 日々の運用目標が達成されたとしても、2日以上離れた日の比較においては、概ね2.5倍程度とはなりませんので、十分ご注意ください。

1 日本の株式市場が上昇・下落を繰り返した場合



	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後
日本の株式市場	-10.0%	11.1%	10.0%	-9.1%	-10.0%	11.1%
当ファンド	-25.0%	27.8%	25.0%	-22.7%	-25.0%	27.8%

	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後
日本の株式市場	-10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	-10.0%	0.0%
当ファンド	-25.0%	-4.2%	19.8%	-7.4%	-30.6%	-11.3%

基準日からみて、概ね**2.5倍程度**の値動きとなります。

基準日からみて、概ね**2.5倍程度**の値動きとなりません。

- 上記の図表のように、日々の値動きで見ると、例えば日本の株式市場が1日後に10.0%下落、2日後に11.1%上昇した場合、当ファンドは25.0%下落、27.8%上昇となり概ね2.5倍程度の値動きとなります。しかしこれを、2日以上離れた日、例えば基準日から5日後までの5日間の騰落率でみた場合、日本の株式市場は10.0%の下落なのに対し、当ファンドは30.6%の下落となり、概ね2.5倍程度とはなっていません。

また、基準日から2日後、4日後、6日後では、日本の株式市場は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドは、それぞれの時点において100を下回っています。

- このように、運用目標通りに日々の運用が行われたとしても、2日以上離れた日との比較においては、概ね2.5倍程度とはならず、また、日本の株式市場が変動後、元の水準に戻ったとしても、当ファンドは元の水準を下回る可能性がありますので、十分ご注意ください。特に、日本の株式市場の中長期的な値動きと比較した場合、大きく乖離することが想定されます。

※上記の数値は小数第2位を四捨五入しています。

※上記は、基準日を100として日本の株式市場の値動きと当ファンドの基準価額の値動きの関係を簡略化して示したものであり、実際の値動きとは異なります。

※実際のファンドでは、信託報酬等のコスト負担や追加設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

- グラフ・データは、委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。**

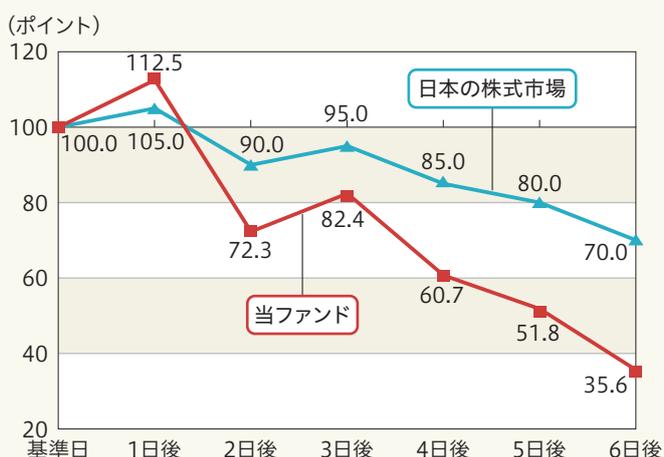
② 日本の株式市場が上昇した場合



■前日との騰落率の比較では、日本株マキシマム・ブルは、日本の株式市場に対し、概ね2.5倍程度で推移しています。

しかし、例えば基準日から6日後を比較すると、日本の株式市場は+30.0%であるのに対し、日本株マキシマム・ブルは+84.7%となり、2日以上離れた時点の騰落率の比較では、概ね2.5倍程度となるわけではありません。

③ 日本の株式市場が下落した場合



■前日との騰落率の比較では、日本株マキシマム・ブルは、日本の株式市場に対し、概ね2.5倍程度で推移しています。

しかし、例えば基準日から6日後を比較すると、日本の株式市場は▲30.0%であるのに対し、日本株マキシマム・ブルは▲64.4%となり、2日以上離れた時点の騰落率の比較では、概ね2.5倍程度となるわけではありません。

※上記の数値は小数第2位を四捨五入しています。

※上記は、基準日を100として日本の株式市場の値動きと当ファンドの基準価額の値動きの関係を簡略化して示したものであり、実際の値動きとは異なります。

※実際のファンドでは、信託報酬額等のコスト負担や追加設定・解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

※グラフ・データは、委託会社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

- 年1回（原則として毎年11月30日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、収益分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

ファンドは、主にわが国の債券に投資するとともに、積極的に株価指数先物取引を利用します（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた債券等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、株価指数先物の値動き等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。



価格変動リスク

株価指数先物の価格変動リスク…株価指数先物の価格の下落は、基準価額の下落要因です

株価指数先物の価格は、対象となる株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

買い建てた株価指数先物の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、買い建てた株価指数先物の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

買い建てた株価指数先物の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

特にファンドは、日々、わが国の株式市場の値動きの概ね2.5倍程度の値動きを目指し、株価指数先物を純資産総額の2.5倍程度買建てすることを基本としますので、株価指数先物の動向により、基準価額は短期間に大きく変動します。

株式市場リスク…株式の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

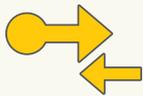
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

目標とする投資成果が達成できない要因等

■ 株価指数先物取引を利用することに伴う要因

ファンドは、株価指数先物取引を活用するため、主として以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。

1. 利用する株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場の値動きが一致しない場合
ファンドの基準価額は、利用する株価指数先物取引の値動きを反映したものになります。したがって、株価指数先物取引とわが国の株式市場の値動きが一致しない場合、目標とする投資成果は達成できません。
株価指数先物取引が値幅制限等により、ストップ高、ストップ安となった場合等には、大きく乖離することが想定されます。
また、株価指数先物取引の取引終了時間と現物株式の取引終了時間が異なることも、株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場の値動きの差に影響すると考えられます。
2. 日々の追加設定・解約等に対応するために行う株価指数先物取引の約定価格と当該日の評価価格の差
ファンドは、追加設定・解約がある場合、原則として同日中に株価指数先物取引により対応します。したがって、当該取引の約定価格と評価価格に差がある場合、その差が基準価額に影響すると考えられます。特に、大量の追加設定もしくは解約があった場合、その影響は、大きくなるものと想定されます。
3. 先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生
株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗り換えること）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。
4. 金利裁定が株価指数先物取引の価格形成に及ぼす影響
5. 株価指数先物取引の売買委託手数料などのコストを負担することによる影響

■投資方針に従った運用ができない場合

主として以下のような状況が発生した場合、前記の「ファンドの特色」に従った運用ができない場合があり、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。

1. 先物市場において取引規制が行われた場合
組入比率の調整ができないため、運用成果を実現するための株価指数先物取引の額を維持できなくなる可能性があります。この場合、購入、換金のお申込みの受付の中止や取消しをさせていただくことがあります。
2. 運用資金が少額の場合
運用資金（ファンドの純資産総額）が十分に大きくない場合には、株価指数先物取引の組入比率をきめ細かく調整することができず、運用目標が達成できなくなる可能性があります。
3. 委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合
委託証拠金の差入比率が、取引所によってある一定以上の水準に引き上げられた場合には、投資方針に従った運用ができないことがあります。
4. 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

※上記以外の要因によっても、運用目標が達成できない可能性があります。



投資信託に関する留意点

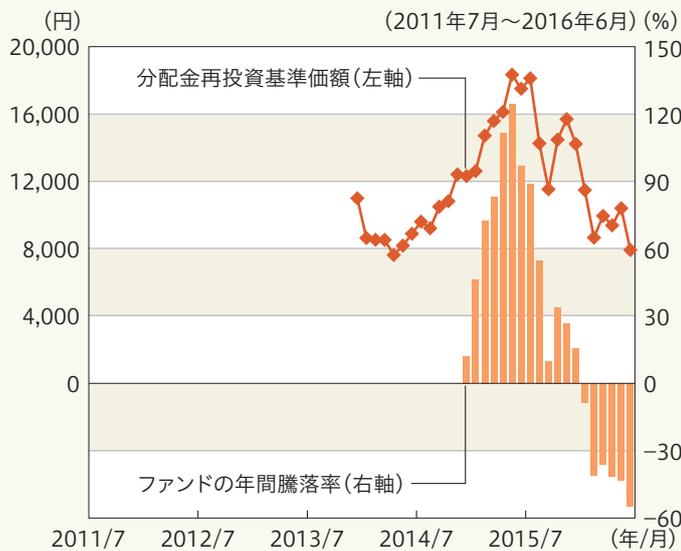
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

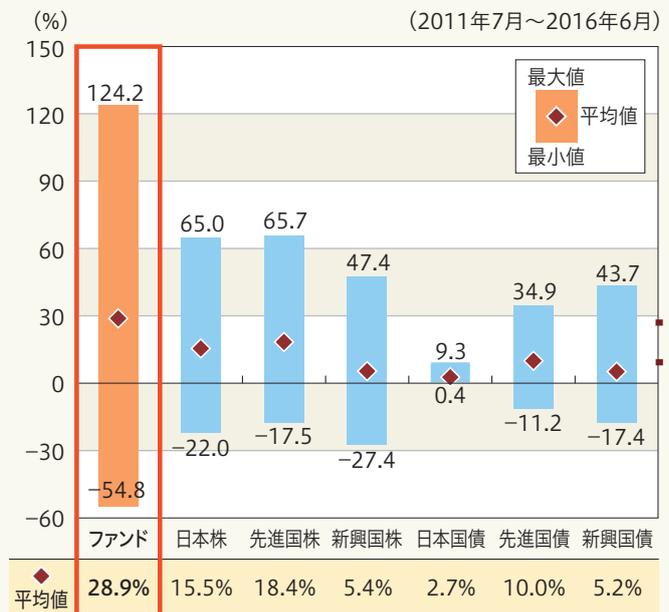
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移 〕



〔 ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較 〕



※左グラフは2011年7月～2016年6月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの設定日が2013年12月9日のため、左グラフの分配金再投資基準価額は2013年12月末以降のデータを、左右グラフのファンドの騰落率については各月末の直近1年間の騰落率であるため、ファンド設定1年後の2014年12月末以降のデータを表示しています。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したのとは異なります。

※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。

「NOMURA-BPI(国債)」は、野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2016年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2015年11月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■YOURMIRAI 日本株マキシмум・ブル

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.09
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本株マキシмум・ブル・マザーファンド	100.09

■日本株マキシмум・ブル・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		100.00
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

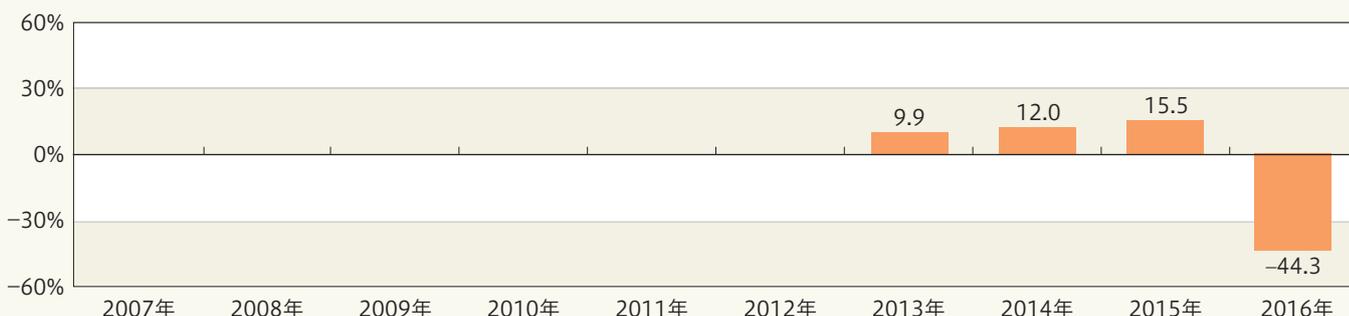
該当事項はありません。

※株価指数先物取引の買建て 248.36%

※比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2013年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2013年12月9日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2016年のファンドの収益率は、年初から2016年6月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、営業日の午後2時45分以前で販売会社が定める時間までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2016年2月26日から2016年11月29日まで ※ 信託期間が2016年11月30日までのため、申込期間は2016年11月29日までで更新されません。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース: 税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	2013年12月9日から2016年11月30日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回る事となったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎決算時作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の 照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「YM日Mブル」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 なお、当ファンドは、2016年11月30日で満期償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2016年6月30日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.24%(税抜き3.0%)を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬） ファンドの純資産総額に**年0.9612%（税抜き0.89%）**の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。
 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.45%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.4%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料 上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税
 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税
 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、2016年6月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、2016年11月30日で満期償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

資産形成なら **SMAM** 

Sumitomo Mitsui Asset Management